

令和3年塩尻市議会9月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和3年9月21日（火） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第7号 令和2年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第8号 令和2年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第9号 令和2年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第17号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）

議案第18号 令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第20号 令和3年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第1号）

議案第21号 令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第19号 令和3年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第22号 令和3年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	平間 正治 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	金子 勝寿 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長 小松 秀典 君 事務局次長 小澤 秀美 君

午前9時59分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから9月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。先日に引き続き、議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただき、発言に際しては必ずマイクを使用してください。また、1時間を目安に10分程度の休憩を入れますが、入退は随時行ってください。

初めに、先日の委員会の中で柴田委員から、後期高齢者医療の軽減対象についての質問がありまして、本日、資料が提出されておりますので御覧ください。もし質問等あれば、後ほど、特別会計の中で御質問いただければと思いますのでお願いします。

議案第7号 令和2年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 それでは、議案第7号令和2年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○上水道課長 それでは、資料は令和2年度水道事業会計・下水道事業会計・農業集落排水事業会計決算書と決算資料を併せて御覧いただきたいと思います。では、決算書2ページをお開きください。1の概況につきましては、本会議の議案説明におきまして説明いたしましたので、省略させていただきます。

7ページ、2工事(1)工事の概況です。建設改良費で施工しました工事は38件です。工事一覧は7ページから8ページを御覧ください。

次に9ページ、3業務の下段、イ給水業務(ア)有効水量、令和2年度の配水量は858万454立方メートル、有収水量は739万1,479立方メートル、一番右の有収率は86.1%でした。(イ)普及状況、現在、給水戸数は2万8,083戸、給水人口は6万6,394人で、人口は減少傾向ですが、給水戸数は増加しております。

次に、11ページの(2)(3)につきましては、事業収入と事業費に関する事項です。収益的収入及び支出の決算額を科目ごとに記載しております。科目ごとの内容は後ほど、決算付属書類の明細書で説明いたします。

次に12ページ、4会計(1)重要契約の要旨は、工事の部、契約金額1,000万円以上の工事が9件、次のページ、委託の部、契約金額200万円以上の委託が12件でした。

次に14ページ、(2)企業債の概況、ア借入状況は、建設改良事業の財源として、地方公共団体金融機構から1億円を借り入れしました。30年償還で年利が0.5%です。イ償還状況は、表中の合計欄を御覧ください。年度末の総借入件数は112件、令和2年度中の償還元金は111件、3億7,720万9,858円を償還し、支払利息は同じく111件、8,696万2,247円、元利合計4億6,417万2,105円の支出となりました。なお、企業債の明細書は決算書の46ページから49ページを御覧ください。

次に、決算付属書類の収入明細書を説明いたします。29ページからの明細書の金額につきましては、全て税込みの金額です。なお、科目ごとの年度対比は決算説明資料に掲載してあります。

それでは、3収益費用明細書、収益の部、1款水道事業収益1項営業収益1目水道収益15億2,841万4,960円。水道料金は前年度と比べ、2,840万4,000円余、1.9%の増となりました。備考欄、調定給水量は737万2,692

立方メートル、前年と比べ1.7%の増。給水件数は3万5,106件、前年度と比べ1%の増となりました。なお、収納率は98.7%で、前年度より0.3ポイント増となりました。

3目その他営業収益3節他会計負担金1億149万200円。主なものは下水道事業会計及び農業集落排水事業会計からの使用料徴収経費の負担金です。その下、4節施設負担金3,479万5,200円は、給水装置の新設や改造に伴う負担金で、前年度と比べ499万8,000円余の増となりました。

次のページ、2項営業外収益3目資本費繰入収益527万2,000円と次の4目補助金2,883万3,000円は、いずれも一般会計からの繰入金で、主に企業債の償還に充てるためのものです。

31ページ、費用の部、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費4億2,665万5,593円は、浄水場、配水池、ポンプ場など、浄水施設に関する維持管理費です。

一番下、18節通信運搬費217万5,824円、2つ目の黒ポツ、NTT専用回線使用料は、各施設の監視用テレメーターの専用回線使用料です。

次のページ、20節委託料3,325万3,640円のうち、1つ目の黒ポツ、水質検査業務委託料から3つ目の黒ポツ、浄水毎日検査業務委託料は、水道法で検査が義務づけられた項目について、原水、浄水の水質検査を実施したものです。下から5つ目の黒ポツ、浄水場汚泥処分委託料は、浄水処理にて除去しました浄水汚泥の抜き取りから、搬出、運搬、処分までの業務を委託したものです。

次に、23節修繕費1,866万8,430円は、浄水場施設で12件、配水池、ポンプ室等で8件、主に機械設備及び計装設備の修繕です。

次に、28節動力費3,873万4,170円は、浄水場施設等の電気料で、電力使用量は前年度に比べ0.7%減となりました。

次のページ、38節受水費2億9,406万922円は、長野県企業局松塩水道用水からの受水、約600万立方メートルと、松本市との分水協定による受水、約3,500立方メートルの費用です。

次に、2目配水及び給水費7,186万3,711円は、管路など、給配水設備に関する維持管理費です。

20節委託料1,129万4,690円。1つ目の黒ポツ、マッピング管理台帳修正業務委託料は、令和元年度に取得または布設替えした管路等のデータを更新したものです。3つ目の黒ポツ、給排水設備受付検査業務委託料は、給水設備の工事について、申請受付から竣工検査までの業務を委託したものです。

23節修繕費3,958万5,429円。1つ目の黒ポツ、給配水管修繕費は89件。漏水による修繕が主なものです。その下のその他修繕費は、消火栓の移設工事が主なものです。

34ページ、4目業務費1億8,314万312円は、水道料金等の徴収業務に関する諸経費です。

35ページ、20節委託料1億4,856万5,970円、1つ目の黒ポツ、水道料金等徴収業務委託料は、水道お客様センターの窓口業務、メーター検針など、水道料金等の賦課徴収業務を委託したものです。委託先は塩尻市水道事業協同組合。債務負担行為の5年間の4年目となります。その下、検定有効期間満了メーター取替業務委託料は、計量法で定められました有効期間8年を満了するメーターを交換したものです。実施件数は5,643件でした。

21節手数料793万8,428円は、水道料金等の収納に係る金融機関及びコンビニ等の取扱手数料が主なものです。

30節材料費1,127万7,810円は、令和3年度に検定有効期間が満了となるメーターの取替分5,201個の購入です。

5目総係費4,774万1,353円は、水道事業全般に関する事務的経費となります。

37ページ、6目減価償却費6億9,291万8,093円は、令和2年度に増加した減価償却額を費用計上したものです。

7目資産減耗費667万5,625円は、資本的支出の工事等に伴い除却した固定資産の未償却分を費用計上したものととなります。

次に、39ページ、4資本的収入支出明細書、収入の部、1款資本的収入1項1目企業債1億円は、建設改良事業の財源として借り入れたものです。

3項負担金1目他会計負担金1,131万3,900円は、一般会計から依頼された消火栓新設・更新工事6基分の負担金です。

2目建設工事負担金3,091万3,185円は、主に水道事業関連及び塩尻駅北土地区画整理事業関連工事に伴い施工した配水管布設工事負担金となります。

次のページ、支出の部、1款資本的支出1項建設改良費2目配水施設費2億6,466万3,398円のうち、20節委託料1,911万8,000円、2つ目の黒ポツ、第2期塩尻市水道ビジョン等策定業務委託料は、令和元年度からの繰越事業で、水道長期基本構想に基づき、安全・強靱・持続の3つの観点から政策目標を設定し、令和2年度から10年間に実施する方策と財政収支の見通しを策定したものです。次の黒ポツ、塩尻市水道事業アセットマネジメント策定業務委託料は、水道施設の更新需要や健全度を把握し、より効率的かつ効果的な投資と収支の40年間のシナリオを策定したものです。

26節工事請負費1億9,897万880円、1つ目の黒ポツ、配水施設整備事業は、漏水、破裂等の危険性がある配水管を改良する工事を3か所、配水管布設工事を3か所実施し、配水管895メートルの改良を行いました。次の黒ポツ、基幹施設耐震化推進事業は、地震等の災害時においても可能な限り給水を維持するため、管路の耐震化工事を実施し、配水管690メートルの改良を行いました。

次のページ、3目浄水施設費8,143万7,059円のうち、20節委託料1,089万円、1つ目の黒ポツ、基幹施設耐震化推進事業、上西条浄水場更新構想検討業務委託料は、将来の供給量を予測し、想定される浄水量や浄水方式など、基本設計に向けた設計条件、留意事項等の検討を行ったものです。次の浄水施設整備事業、水道施設自家発電設備設置に係る整備計画策定業務委託料は、停電が発生した場合を想定し、主要な施設に自家発電設備を設置することについて、その効果や経済性などを考慮した整備計画を策定したものです。

26節工事請負費5,104万円は、浄水場施設の電気及び機械設備等について、耐用年数が経過したものや機能に障害を生じたものから更新工事を行ったものです。

次のページ、4目受託建設費4,439万9,989円のうち、26節工事請負費4,069万7,468円は他会計から受託した工事で、1つ目の黒ポツは、消火栓6基の新設・更新工事を、2つ目の黒ポツ、配水施設整備事業では、下水道事業関連及び塩尻駅北土地区画整理事業関連で、配水管813メートルの布設工事を実施しました。明細書の説明は以上です。

それでは、20ページにお戻りください。2令和2年度塩尻市水道事業損益計算書です。損益計算書は、事業収支から経営状況を表すものです。金額は税抜き額です。右から1列目、2列目の合計欄を御覧ください。1営業収益15億2,606万9,847円、2営業費用13億7,476万8,136円で、営業利益は1億5,130万1,711円。前年度

と比べ2,127万3,000円余の増となりました。3営業外収益2億4,105万217円、4営業外費用8,927万5,526円で、経常利益は3億307万6,402円、6特別損失32万773円を差し引き、下から4行目、当年度純利益は3億275万5,629円。前年度と比べ2,442万5,000円余、8.8%の増となりました。これにその他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処分利益剰余金は5億8,108万5,283円となりました。

次のページ、21ページ下の段、4令和2年度塩尻市水道事業剰余金処分計算書(案)を御覧ください。先ほど、損益計算書で生じた当年度未処分利益剰余金処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て処分するものです。処分する額は、表中一番右の列、未処分利益剰余金の欄、当年度末残高5億8,108万5,283円です。処分の内容につきましては、減債積立金に3億275万5,629円を積み立て、自己資本金に2億7,832万9,654円を組み入れるものです。この処分につきましては、議会の議決を求めるものです。水道事業会計の説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、説明を受けました令和2年度塩尻市水道事業会計の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 今御説明いただいた数字とは直接関係ありませんが、エプソンの事業所に水を送るために新しく貯水施設を造ってやっていると思います。当初計画で1日当たりどのくらい使うかという数量があったと思うのですが、それと比較して実績はどのくらいか、もし分かたら教えてください。

○上水道課長 エプソンとの契約は協定を結んでおります。それにつきましては、当初の計画では、本年度から日量で3,300立方メートルを協定でお約束しております。ただ、今現在は平均でその3分の1くらいの水道の利用状況ですので、1,000立方メートルから1,200立方メートルくらいが大体平均かと思っております。

○柴田博委員 今の施設を造ったときに、使用量が3,300立方メートルに満たない場合はどうするかという話があったかと思うのですが、現状は、使った水の分だけを頂いているということですか。それとも、何か特別な処理をしているのでしょうか。

○上水道課長 現在につきましては、御利用いただきました水量から計算しました水道料金で頂いているところです。

○柴田博委員 当初の契約のときには、水量によってどうするという取決めがあったように思うのですが、その辺についてはなかったですか。

○上水道課長 協定書におきましては、エプソンが将来利用するという形で、最大限の水量として3,300立方メートルという協定を結んでおります。ただ、それについて、最大その水量を使う計画がありますということで協定を結んでいるだけですので、現在頂く使用料につきましては、実際に使われた水量から計算した使用料を頂くということでやっております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○上水道課長 それに加えまして、郷原の配水池等を造るときに、エプソンにその工事の費用について負担していただいているということがあります。

○委員長 ほかにありますか。

○小沢彰一委員 33ページ、23節修繕費で、分からないので教えていただきたいのですが、3,000万円余支出さ

れていますけれど、これは説明の中で、今後増えるとありましたので、その積立てだとかそういうものはどのようにされているのかということと、それから、修繕する際の材質を教えてください。

○上水道課長 33 ページにあります修繕につきましては、主に、今あります配水管・給水管につきましては、漏水等の修繕が必要なものがあつた場合に修繕をする費用としております。ですので、この費用につきましては、見込まれる費用を毎年計上させていただいて、その中で修繕をさせていただいているということになります。改良につきましては、4 条の費用の中で見ておまして、そちらの費用につきましては、3 条から生じた利益と、あと減価償却費、管を布設した場合に、その管にかかった費用を減価償却費として 3 条に計上しておりますので、そこで現金換算できるものを充てているということがあります。

○小沢彰一委員 材質はどうですか。

○上水道課長 4 条の財源ということでよろしいですか。

○小沢彰一委員 水道管の材質を教えてください。

○上水道課長 材質につきましては、例えば交換ですとか古い管があるわけですが、そちらにつきましては、7 ページをお開きいただけますでしょうか。7 ページの中ほど、工事一覧の下に凡例がありますけれども、その中に水道配水用ポリエチレン管というものがあつます。こういったものに、修繕のときには変更している状況です。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 今の関連で、10 ページの一番下に管路の延長ということで、ダクタイル鋳鉄管とかビニル管とかいろいろあるのですが、どういふものが古くて、どういふものに換えているかというのが分かりましたら、お願いします。

○上水道課長 10 ページの表でいきますと、耐震性のあるものとしましては、ダクタイル鋳鉄管というものが、太い本管といったものに対しては耐震性があるものがありますので、そちらに変更をしているところです。あと、給水管、配水の支線等、細かい部分については、耐震用ポリエチレン管などに変更しているところです。

○古畑秀夫委員 そうすると、このビニル管とか鋳鉄管というのはもう古くて、どんどん換えていくという理解でいいわけですか。

○上水道課長 工事の内容になりますので、担当の係長から御回答いたします。よろしいでしょうか。

○上水道係長 基本的には、こういった形で延長が市内に配管されておりますけれども、ビニル管交換等につきましては、今後、ダクタイル鋳鉄管GX型という耐震用のものがありますので、そういったものに換えさせていただきます。また、耐震用ポリエチレン管も使うのですが、口径に応じて、150 ミリまでは基本的には耐震用ポリエチレン管を用いまして、200 ミリ以上につきましてはダクタイル鋳鉄管という形で、今後、布設替えを予定してまいります。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号令和2年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第7号については全員一致をもって認定すべきと決しました。

それでは、次に進みます。

議案第8号 令和2年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 議案第8号令和2年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 続きまして、下水道事業会計決算の説明をいたします。決算書の51ページからとなります。初めの概況につきましては、本会議での議案説明のとおりですので省略いたします。

続いて57ページ、工事(1)工事の概況です。建設改良費で実施しました工事は63件です。工事一覧は57ページから60ページを御覧ください。

続いて61ページ、3業務について、初めにア、下水道事業、令和2年度の処理区域内人口につきましては6万176人、水洗化人口は5万8,928人、水洗化率は97.9%でした。その下のイ有収水量、処理場合計ですが、年間処理水量は828万4,000立方メートル余り、年間有収水量は655万8,000立方メートル余り、有収率は79.2%でした。

続いて64ページ、4会計になります。(1)重要契約の要旨は、工事の部で、契約金額1,000万円以上の工事が15件、委託の部で、契約金額200万円以上の委託が24件でした。契約につきまして、64ページから66ページを御覧ください。

続いて67ページ、(2)企業債の概況です。ア借入状況は、建設改良事業の財源としまして6件、7億4,710万円を借りました。内訳は、建設改良費の財源とするための企業債として、令和元年度繰越借入分で2件、7,870万円と令和2年度分で2件、3億1,840万円余、地方公共団体金融機構から30年償還、利率0.5%で借入れ、企業債償還金の平準化を図るための資本費平準化債として2件、3億5,000万円を洗馬農業協同組合から3年据置20年償還、利率0.2%で借りました。

その下、イ償還状況は、合計の欄を御覧ください。年度末の借入総件数は383件でした。償還元金は368件、15億6,339万2,932円を償還し、支払利息は377件、2億8,647万650円、元利合計18億4,986万3,582円の支出がありました。なお、企業債明細書は100ページから111ページを御覧ください。

続きまして、84ページ、決算付属書類の明細書を御説明いたします。明細書の金額は税込み金額です。初めに3収益費用明細書、収益の部、1款下水道事業収益1項営業収益1目1節下水道使用料は、15億9,198万1,870円で、前年度と比べ2,784万7,000円余、1.8%の増となりました。なお、収納率につきましては98.7%で、前年度より0.3ポイントの増となりました。

2目1節他会計負担金4億5,788万2,000円は、総務省の操出基準による一般会計への繰入金です。

続いて86ページ、費用の部です。1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費1億1,129万3,359円は、139か所のマンホールポンプ場及び管路維持管理修繕に要する費用です。

20 節委託料のうち、一番下の黒ポツ、塩尻市下水道ビジョン中間フォローアップ業務委託料は、中長期的な財政収支見通しの下、今後 10 年間の目指すべき施策と取り組み内容を示すものとして、平成 28 年に策定した下水道事業につきまして、契約策定から 5 年が経過したため、前期 5 年間の目標達成状況から課題を抽出し、後期 5 年間の取り組み内容の見直しを行いました。

2 目浄化センター費 4 億 6,580 万 201 円は、広丘吉田にあります浄化センターの運転管理、修繕等に要した費用です。主なものとしまして、87 ページ 20 節委託料のうち、上から 4 つ目の黒ポツ、脱水ケーキ収集運搬処理委託料として、脱水ケーキ 5,167 トンをセメント原料等として処分した費用です。

続いて 88 ページ、23 節修繕費のうち、一番上の黒ポツ、施設修繕費は、自動除塵機部品交換工事、機械曝気装置部品交換工事等の費用であります。

3 目小野水処理場費 20 節委託料 2,345 万 900 円は、特定環境保全公共下水道小野処理区の汚水を辰野町にあります小野水処理センターで処理するために要した費用です。

4 目榑川処理場費 2,449 万 1,983 円は、特定環境保全公共下水道榑川処理区の汚水を榑川浄化センターで処理するために要した費用です。榑川処理場費の主な内容は、委託料、動力費、負担金等となっております。

続いて 89 ページ、8 目業務費 35 節負担金 8,459 万 1,000 円は、下水道使用料徴収事務に係る経費の負担金を水道事業会計へ支払ったものです。

9 目総経費は、下水道事業全般に係る事務的経費となります。

91 ページ、10 目減価償却費 1 節有形固定資産減価償却費 14 億 3,019 万 4,227 円は、前年度と比べ 1,262 万 3,000 円余の減、2 節無形固定資産減価償却費は、前年度と同額となりました。

11 目資産減耗費 1 節固定資産除却費 652 万 5,285 円は、資本的支出の工事等に伴い、除却した資産の未償却分を計上したものであります。

続いて 93 ページ、資本的収入支出明細書となります。初めに収入の部、1 款資本的収入 1 項 1 目 1 節企業債 3 億 9,710 万円は、建設改良事業の財源として借り入れたものです。2 節資本費平準化債は、元金償還金の負担を繰り延べ、平準化するため、3 億 5,000 万円を借り入れたものです。

3 項負担金 1 目 1 節他会計負担金 3 億 4,211 万 8,000 円は、総務省の操出基準による一般会計からの繰入金です。

3 目 1 節受益者負担金 354 万 7,240 円は、榑川地区の水洗化に伴い、分担金の支払い義務が生じたもの及び公共下水道エリアにおきまして、新たに汚水ますを設置したことによって賦課した受益者負担金です。

4 項補助金 2 目 1 節国庫補助金 1 億 2,807 万 5,000 円は、浄化センターの長寿命化事業や農業集落排水統合に係る国庫補助金です。

続いて 94 ページ、支出の部、1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目公共下水道事業管渠施設費 2 億 7,877 万 8,640 円は、公共下水道管路の建設改良に要した費用で、26 節工事請負費 2 億 2,467 万 3,592 円のうち、3 つ目の黒ポツ、公共下水道汚水管路整備事業（他事業関連）の汚水支線工事は、塩尻駅北土地区画整理事業地内の汚水管路整備に要した費用です。一番下の黒ポツ、雨水幹線整備事業の田川左岸 3-1 号は、国道 19 号九里巾交差点改良に合わせて、ボックスカルバートを 180 メートル、田川左岸 4 号は、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業地周辺の雨水処理のため、ボックスカルバートを 88 メートル設置しました。

95 ページ、3 目処理場建設費 1 億 1,087 万 3,000 円は、塩尻市浄化センターの建設改良に要した費用で、20 節委託料のうち、2 つ目の黒ボツ、下水道施設長寿命化事業、浄化センター建設工事委託料は、国の社会資本整備総合交付金を受け、汚泥脱水機及び脱臭設備更新の出来高払いを行ったものです。

6 目特定環境保全公共下水道事業管渠施設費 2 億 5,320 万 4,600 円は、特環下水道管路の建設改良に要した費用で、20 節委託料、1 つ目の黒ボツ、農業集落排水統合事業、処理区統合接続ルート基本設計業務委託料は、農集排宗賀南部処理区を公共下水道の太田・洗馬処理区へ接続するルートの検討を行いました。

26 節工事請負費、2 つ目の黒ボツ、農業集落排水統合事業、汚水幹線工事 5 路線、2 億 660 万円余は、岩垂及び本洗馬処理区を公共下水道に接続するための管渠を約 1.8 キロメートル布設した工事費です。明細書の説明は以上です。

74 ページにお戻りください。2 令和 2 年度塩尻市下水道事業損益計算書です。右から 1 列目、2 列目の合計欄を御覧ください。1 営業収益 19 億 972 万 364 円、2 営業費用 21 億 4,023 万 1,120 円、営業損失は 2 億 3,051 万 756 円で、前年度損失と比べ 3,593 万 1,000 円余の損失の増となりました。3 営業外収益 7 億 3,453 万 6,855 円、4 営業外費用 2 億 8,669 万 6,252 円、経常利益は 2 億 1,732 万 9,847 円で、特別損失 44 万 8,719 円を差し引き、下から 4 行目、当年度純利益は 2 億 1,688 万 1,128 円、前年度と比べ 1,029 万 5,000 円余、4.5%の減となりました。これにその他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処分利益剰余金は 4 億 4,405 万 7,890 円となりました。

続いて 75 ページの下側、4 令和 2 年度塩尻市下水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。先ほど、損益計算書で生じた当年度未処分利益剰余金の処分につきまして、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経て処分するものです。処分する額は、表中一番右の列、未処分利益剰余金の当年度末残高 4 億 4,405 万 7,890 円で、処分案の内容は、減債積立金に 2 億 1,688 万 1,128 円を積み立て、自己資本金に 2 億 2,717 万 6,762 円を組み入れるものです。この処分案につきましては、議会の議決を求める予定です。下水道事業会計の説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、説明を受けました令和 2 年度塩尻市下水道事業会計の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**柴田博委員** 86 ページの真ん中あたりですけれど、下水道ビジョン中間フォローアップの関係ですが、今後 5 年間の課題のようなものがはっきりしていれば、どんなことがあるのかお聞かせいただければと思います。

○**下水道課長** 下水道管路におきましては、点検を行いまして、必要な箇所を改築、更新、修繕を行うという予定をしています。現在、ストックマネジメント事業におきまして、調査点検から補助対象となっているのですが、全国的な更新事業のニーズが増えていることもありまして、なかなか交付金の内示が受けられない状況になっています。そのため、本来は点検を十分に行ってから、必要な箇所の修繕、改築に入る予定なのですが、なかなか調査が進まないことから、次のステップの修繕や改築、更新に進めない状況があるところです。ですので、今後の予定としましては、社会資本整備交付金だけでなく、単費も加えながら幹線、管路を中心として、まずは点検を進めていきたいと考えています。

○**柴田博委員** 具体的な点検の仕方ですけれども、大口径のものについてはどんな感じで点検されるわけですか。

○**下水道課長** 大口径のものにつきましては、カメラをマンホールから入れまして、内部を撮影して損傷状況の

点検を行っています。

○柴田博委員 よくほかのところで、修繕の方法として、管路の内面にいろいろライニングみたいなものをしてりということも聞くことがあるのですけれど、塩尻市の場合には、管路の取替えではなくて、そういうような対処をする場合というのも具体的にはあるのでしょうか。

○下水道課長 カメラ調査を行いまして、内面から修理できるものにつきましては、管更生という方法で、スパン単位で修理をすることもありますし、傷んだところだけ内面から修理しているところも既に実施しています。

○柴田博委員 具体的には取替えのほうが多いわけですか、それとも大口径だと修繕して使うという場合のほうが多いのか、その辺については具体的にはどうでしょうか。

○下水道課長 道路を掘り返して布設替えということになりますと、かなり費用がかかりますので、内面から修理や、掘削することなく内面で補修するケースが多い状態です。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○永田公由委員 損益計算書の中で、営業外収益の長期前受金戻入で7億3,300万円余あって、貸借対照表の負債の部で、長期前受金収益化累計額が263億4,700万円余とあります。これは営業外収益として長期前受金戻入を7億3,000万円余としているのだけれど、その累計額を取り崩してこれに入れているのか、毎年こういった形で入れているのか、その辺教えてください。

○上水道課長 経理の関係は上水道課で行っておりますので、私から回答させていただきます。長期前受金戻入につきましては、貸借対照表が77、78ページにありますので御覧ください。78ページの負債の部、5繰延収益というところがあります。こちらに毎年度、負担金、補助金等で収入になりました分を計上させていただいております。(1)の中に、前受金累計額とありますけれども、その下に繰延金合計という金額があります。これにつきましては、収益になっております負担金、補助金の中から、今年度に収益をするものを取り崩して、上から下という形で計上させていただいております。ですので、この累計額が今まで収益となった合計額。今まで収益となった合計額が上の段、毎年これまで長期前受金戻入として取り崩しをして計上してきた分が下の段ということになります。ですので、これまでの会計の中の累計額ということで計上させていただいております。

○委員長 いいですか。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 下水道の管路が大変老朽化が進んでいるということで、先ほど柴田委員からもあったのですが、老朽化で管を修繕、更新しなければいけない時期はどの程度ですか。何年くらいですか。

○下水道課長 管路につきましては、法定耐用年数が50年と設定されていますけれども、実際、下水道事業として交換するのは定期的な点検調査を行いまして、必要な箇所のみを更新する予定となっていますので、実際に使える年数としては50年以上を目指しております。

○古畑秀夫委員 塩尻の場合は、一気に下水道が進んだと思うのですが、今大体どのくらいたっているのか。いろいろあると思うのですけれど。

○下水道課長 雨水につきましては昭和46年から布設を始めまして、汚水は昭和48年から始めましたので、間

もなく50年経過が生じようとしている状態です。

○古畑秀夫委員 そうすると、これからいろいろな費用がたくさんかかるということになってくるということですか。

○下水道課長 法定耐用年数が経過する管が生じてきますので、老朽化等が進んできますので、修繕や交換しなくてはいけない対象の管は増えてくるものと予想しています。

○委員長 ほかにありますか。

○横沢英一委員 94ページをお願いします。雨水幹線整備事業が載っているわけですが、最近非常に雨が集中的に降るといふことと、降雨強度も非常に大きくなってきているということですが、今、雨水幹線の整備率はどのくらいなのでしょう。

○下水道課長 雨水幹線整備につきましては、雨水幹線整備事業計画の予定の面積としましては約1,000ヘクタールですけれども、実際、整備を完了しているのが400ヘクタール程度ですので、まだ整備率としては4割程度の状況です。

○横沢英一委員 まちの中も浸透ますなどで整備されているところもあると思いますけれども、最近どうも雨が多いいいようなこと、それと浸透度がすごく悪くなってきている。清掃はしているようだけれども、中の目が詰まってきたりしているということもあつたりして、あふれている浸透ますも結構あると、今回の災害の中でもそんな話も聞くわけ。雨水幹線の整備をもう少し計画的に進めてもらったほうがいいのではないかと思いますので、これは要望にさせていただきます。ぜひそうやって雨水の処理の関係をお願いしたいと思います。まちの中も大分水があふれているところもあると聞くものですから、お願いしたいと思います。

もう1点。95ページの農業集落排水統合事業の統合が終わったということで、これが最後の工事だと思います。2億600万円くらい工事をやっていると思うのですが、統合に当たって、2地区の統合にはどのくらいのお金がかかっているか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○下水道課長 本洗馬、岩垂処理区の農集排の統合につきましては、今年度完了しましたけれど、自家発電機の設定、まだ実施中ですが、舗装復旧工事や処理場撤去工事を今年度予定しています。また、来年度も処理場を緊急時用の貯留槽として改修するための工事も予定しておりますので、来年度までの予定を含めまして、本洗馬と岩垂の統合費用としましては、事業費として約8億1,000万円を見込んでおります。

○横沢英一委員 結構お金もかかっていると思うのですが、この中で補助事業というのはどれくらいかかっていますでしょうか。

○下水道課長 補助対象事業としましては、約2億5,000万円が補助対象事業として実施しておりました。

○横沢英一委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 今の関連ですけれども、統合した農集排の処理場の貯留槽に使うということですが、何に使うための貯留槽になるのですか。

○下水道課長 災害が起きた際、本洗馬、岩垂処理区からの汚水は奈良井川の2か所のマンホールを通じて郷原街道の汚水幹線に圧送しています。汚泥ポンプにつきましては、自家発電機の既に稼働を始めているのですが、大規模災害時等で、浄化センターへの流入を抑える必要が出た場合、本洗馬や岩垂処理場にあり処理を

行っていた反応タンクのところに一時的に汚水を貯留して、浄化センターへの流入を抑制するための機能として計画をしております。

○柴田博委員 実際にそれを使う場合には、ポンプなどはその都度、暫定的なものを設置して使うということですか。

○下水道課長 稼働させる場合には、仕切弁を操作することで用途が変わりまして、使い終わった後は、仮設のポンプで水をくみ出して、接続のマンホールに放流することを予定しております。

○柴田博委員 61 ページの真ん中あたりの有収水量の関係で、前年度より少し落ちているのですが、何か特別な事情があったのかどうかということと、雨水が浸入したりすることによって落ちてくるのだと思うのですが、その辺はどこから雨水が入ってきたかというのは分かるのでしょうか。

○下水道課長 有収率ですが、まず、今までのパターンとしましては、秋口の台風に大雨が降って、不明水が増えてくるのですが、すぐ冬場の渇水期ということで、比較的不明水が入る期間は短いのですが、昨年の場合、1 か月で 355 ミリという令和 2 年度の中では最大降雨を記録したのが 7 月でして、それから渇水期までの期間が長かったことから、不明水が流入する期間が長かったということで、有収率が低くなるということが影響しているのではないかと思います。入る原因としましては、マンホールの隙間から、表面から本管に入るものと、マンホールや管渠が老朽化して隙間が生じることによって地下水が入ってくるものが考えられますので、管渠の老朽箇所やマンホールの老朽箇所から侵入する雨水に対しては、カメラ調査等を行いまして、水が浸入するところを発見して、内面補修等を通じて修繕して、これ以上有収率が落ちないように形で対応していきたいと思っています。

○柴田博委員 実際にこの 1 年間では、そういう形で修理した箇所などはあるわけですか。

○下水道課長 広丘の野村地区ですが、そちらは開削、掘って傷んだところだけを外側から直しているところを 6 か所行っていますし、また、市内各所で十数箇所ですが、内面から薬を注入したり、掘削しない形で修繕を行っております。営繕費用の修繕費で計上しております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。いいですか。

ないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 8 号令和 2 年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 8 号については全員一致を持って可決すべきものと決しました。

それでは、11 時 10 分まで休憩します。

午前 10 時 59 分 休憩

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。
次に進みます。

議案第 9 号 令和 2 年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 議案第 9 号令和 2 年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 農業集落排水事業会計決算の説明をいたします。決算書は 113 ページからとなりますけれども、113、114 ページの概況は本会議の議案説明のとおりですので省略いたします。

117 ページ、2 工事（1）工事の概況です。建設改良費で実施した工事は汚水ます設置 1 件で、工事一覧のとおりです。

続いて、118 ページ、3 業務について。ア、農業集落排水事業、令和 2 年度の処理区域内人口は 5,726 人、水洗化人口は 5,347 人、水洗化率は 93.4%でした。イ有収水量、こちらは合計ですが、年間処理水量は 51 万 7,000 立法メートル余、年間有収水量は 46 万 8,000 立法メートル余、有収率は 90.6%でした。

続いて、120 ページ、4 会計（1）重要契約の要旨は、工事の部で契約金額 1,000 万円以上の工事はなく、委託の部で契約金額 200 万円以上の委託は 5 件です。

（2）企業債の概況、ア、借入状況。令和 2 年度の借入金はありません。イ、償還状況は、合計の欄を御覧ください。年度末の借入総件数は 165 件でした。償還元金は 162 件、2 億 547 万 7,159 円を償還し、支払利息は 162 件、3,681 万 6,863 円、元利合計 2 億 4,229 万 4,022 円の支出となりました。なお、企業債明細書は 145 ページから 149 ページを御覧ください。

続いて、136 ページ、決算付属書類の明細書を御説明いたします。明細書の金額は税込み金額です。3、収益費用明細書、収益の部、1 款農業集落排水事業収益 1 項営業収益 1 目農業集落排水施設使用料は 1 億 556 万 7,450 円で、前年度と比べ 224 万 3,000 円余、2.4%の増となりました。なお、収納率は 99.0%で、前年度より 0.2 ポイントの増となりました。

2 目他会計負担金 1 億 7,683 万 1,000 円は、国の地方公営企業繰出基準により、一般会計からの繰入金です。

138 ページ、費用の部、1 款農業集落排水事業費用 1 項営業費用 1 目管渠費は 2,588 万 2,115 円で、令和元年度からの繰越し工事があり、前年度と比べ金額が倍増となりました。主な内容は 61 か所のマンホールポンプの維持修繕費用です。

2 目浄化センター費は 5,685 万 7,916 円で、8 か所の処理施設の運転維持管理に使用する費用で、主なものは処理施設維持管理委託料、汚泥収集運搬委託料、動力費です。

139 ページ、6 目業務費 35 節負担金 793 万 7,000 円は、農業集落排水施設使用料徴収時に係る経費を水道事業会計へ支払ったものです。

7 目総係費は、農集排事業全般に関連する事務的経費となります。

140 ページ、8 目減価償却費、有形固定資産減価償却費 1 億 9,771 万 8,192 円は、前年度と比べ 89 万 2,000 円余の減となりました。

141 ページ、4 資本的収入支出明細書、収入の部、1 款資本的収入 3 項負担金 1 目 1 節他会計負担金 6,982 万 9,000 円は、同じく、繰り出し基準に基づく一般会計からの繰入金です。

3 目 1 節受益者分担金 122 万 2,000 円は、本洗馬処理区 2 件、贅川処理区 1 件、合計 3 件分の受益者分担金です。

142 ページ、支出の部、1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目 26 節工事請負費 22 万円は、住宅新築に伴う汚水ますを本洗馬処理区へ 1 か所設置したものです。

127 ページ、2 令和 2 年度農業集落排水事業損益計算書です。右から 1 列目、2 列目の合計欄を御覧ください。1 営業収益 2 億 7,285 万 8,410 円、2 営業費用 2 億 9,061 万 7,326 円、営業損失は 1,775 万 8,916 円で、前年度分利益から損失となりました。3 営業外収益 1 億 2,195 万 7,966 円、4 営業外費用 4,207 万 4,859 円、経常利益は 6,212 万 4,191 円で、6 特別損失 2 億 673 円を差し引き、下から 4 行目、当年度純利益は 6,210 万 3,518 円、前年度と比べ 2,254 万 7,000 円余、26.6%の減となりました。これに、その他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処分利益剰余金は 1 億 4,675 万 4,329 円となりました。

続いて、128 ページ下の段、4 令和 2 年度塩尻市農業集落排水事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。先ほど損益計算書で生じた当年度未処分利益剰余金の処分は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規約に基づき、議会の議決を経て処分するものです。処分する額は、表中一番右の列、未処分利益剰余金の当年度末残高 1 億 4,675 万 4,329 円で、処分案の内容は、減債積立金に 6,210 万 3,518 円を積み立て、自己資本金に 8,465 万 811 円を組み入れるものです。この処分案は議会の議決を求める予定です。農業集落排水事業会計の説明は以上となります。御審議よろしくお願います。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けました令和 2 年度塩尻市農業集落排水事業会計の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**柴田博委員** 農集排の施設については、現在 4 か所残っているとのことですけれども、今後については、順次公共下水道に入れていく方向になるのか、それとも残したままでいく方向もあるのか、その辺についてはどうでしょう。

○**下水道課長** 農業集落排水の小曾部、宗賀南部、東山、勝弦処理区は、公共下水道に接続したほうが経済的に優位ですので接続を進めまして、残る贅川処理区と若神子地区の小規模の中央排水処理は、このまま存続ということをご予定しております。

○**柴田博委員** いいです。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

ないようですので、自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第 9 号令和 2 年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号については全員一致を持って認定すべきものと決しました。

それでは、職員の皆さん、入替えをお願いします。

議案第17号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）について

○委員長 それでは、議案第17号令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。説明を求めます。

○公共施設マネジメント課長 それでは、歳出から説明いたします。補正予算書の16、17ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、説明欄の白丸、庁舎施設管理費に関しまして、1つ目の黒ポツ、ドローン保険料5万6,000円、2つ目の黒ポツ、備品購入費112万4,000円。この2件は橋梁や建物のインフラの点検や災害時等の状況確認など、各種の空撮を行うためのドローン1台と操縦用に必要となるスマートフォンを購入する費用と、ドローンの使用に当たり危惧される事故等に対する対人対物への賠償及び当該ドローン自体の機体損傷に係る保険料となっております。特に今回購入を予定しているドローンは、赤外線カメラ、スピーカー、高倍率ズームの機能を搭載しており、赤外線カメラは通常のカメラでは視認できないような場所での行方不明者の捜索、山火事の延焼範囲や残り火確認、イノシシや熊等の鳥獣対策などにおいて、その機能を発揮するものと考えております。また、スピーカーも災害時において、被災者など離れた人への呼びかけや指示等をドローンを通して行えるなど、使用用途が多岐にわたり、先月市内で発生した豪雨災害や7月の熱海市の土砂崩れ災害など、近年頻発する風水害時に大いに役立つものと考えております。

続いてその下、5目財産管理費、説明欄1つ目の白丸、財産管理事務諸経費に関しまして、1つ目の黒ポツ、私有財産処分等業務委託料297万4,000円、2つ目の黒ポツ、用地取得費71万2,000円は、共に先月8月10日の議員全員協議会において御報告しました故藤牧喜美子氏から寄附を受けた広丘野村の土地と建物処分に係る費用で、公募型プロポーザル方式による売却に係る業務を塩尻市土地開発公社に委託する費用と当該敷地の一部に無籍地となっている土地約51平米を国から取得するための費用となっております。私からは以上です。

○財政課長 続きまして、次の白丸、基金積立金5億5,000万円の増額です。地方財政法の規定によりまして、前年度決算剰余金のうち、2分の1以上の額を積み立てるものです。私からは以上です。

○官民連携推進課参事 続きまして、6目企画費、説明欄白丸、新規ビジネスモデルチャレンジ支援事業、黒ポツ、新規ビジネスモデルチャレンジ支援事業補助金150万円になります。こちらは本年度の新規ビジネスモデルチャレンジ支援事業の公募を7月に行いまして、6件の応募がありました。外部審査員を入れた審査の結果、うち2件採択となりまして、1件分は当初予算でやりますけれども、もう1件分の150万円を補正計上するものです。私からは以上です。

○秘書広報課長 続いて、企画費2つ目の白丸、ふるさと寄附金事業9,998万6,000円の増額は、当初予算でふるさと寄附の額を5,000万円と計上しておりますが、これを2億5,000万円に増額することに伴いまして、寄附謝礼品、ふるさと寄附業務委託料、ポータルサイト特設案内使用料を増額補正するものです。私からは以上です。

○官民連携推進課参事 続きましての白丸、塩尻型Ma a S構築事業、黒ポツ、塩尻型Ma a S構築事業負担金500万円です。こちらの内容は、令和2年度の地域公共交通活性化再生法等の改正により新たに創設されました新モビリティサービス事業計画の策定をするものです。

若干、新モビリティサービスについて説明いたしますけれども、この内容は、既存の公共交通に限らない様々な交通手段の活用が前提となっております。よって、既存のバス、タクシーの地域交通事業者はもちろんのこと、スマートフォンアプリや運行システムを開発する民間事業者、それから、まさに新しい移動手段を開発する民間事業者、それから移動先となります目的位置の事業者など、多くの関係者が関わることを想定しております。

このような多くの関係者を参集いたしまして協議会を設置し、この中の事業者が事業計画を策定し、今年度末に国に申請、最終的には国土交通大臣の認定を受けるものです。今年度の内容といたしましては、協議会の開催、各事業者のヒアリング、課題分析、申請計画の取りまとめを行いまして、経費的には1,000万円を見ております。ただ、この1,000万円に対しまして、今年度、国土交通省新モビリティサービス事業計画策定支援事業の新たな支援メニューがありまして、申請してまいりまして、2分の1補助になります。よって、残りの500万円を補正計上し、協議会の事務局である塩尻市振興公社へ支出するものです。本市の地域公共交通計画と連動することはもとより、DX戦略の地域DXにおける具体的なアクションプランの位置づけとして、この策定を実施してまいります。私からは以上です。

○デジタル戦略課長 私からは7目情報開発費について御説明します。白丸、庁内DX推進事業1,058万5,000円は、行政DXを推進するため、テレワーク及びW i - F i環境で仕事ができるパソコンを購入し、テレワーク等新たな働き方への対応と会計資料のペーパーレス化やパソコンを持ち込んだ会議参加など、事務の効率化を図るためのものです。内容につきましては、1つ目の黒ポツ、消耗品302万5,000円は、購入するパソコン等のOffice等のライセンス料で、2つ目の黒ポツ、備品購入費756万円はテレワーク等が可能なパソコン50台の購入費用です。私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費の説明欄の白丸、生活困窮者自立支援事業の住居確保給付費703万5,000円の増額は、やむを得ない急病や離職などにより住居を失う可能性のある困窮者に対し、住居確保のため、休職期間中の家賃につき給付する住宅確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響や支援要件の緩和などにより、支給対象となる世帯が引き続き見られるため補正するものです。なお、この事業に係る費用は国が4分の3補助となっております。私からは以上です。

○財政課長 それでは、資料18、19ページを御覧ください。一番上の3款2項2目児童運営費は、先ほど関連する説明がありましたふるさと寄附金の歳入2億円を財源充当いたしまして、一般財源を減額とするものです。私からは以上です。

○健康づくり課長 続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費をお願いします。説明欄白丸、地域医療推進事業は、最初の黒ポツ、松本市小児科・内科夜間急病センター負担金は603万9,000円を増額するものです。前年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控え等から受診者数が7割以上減少し、大幅に減収となったことで負担額が増額したことによるものです。次の黒ポツ、地域医療確保対策補助金は275万3,000円の減額です。榎川診療所が休止することに伴い、巡回診療を見込んで実施する医療機関に対する補助金を予算化していたわけですが、この10月以降から診療所再開に向け関係経費を補正予算計上するため、全額減額するものです。次の黒ポツ、国民健康保険榎川診療所事業特別会計繰出金は、特別会計への繰出金でありまして、榎川診療所再開に向け480万円余を追加で繰り出すものです。私からは以上です。

○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 続きまして、2目予防費、白丸、新型コロナウイルスワク

チン接種事業1億1,433万円余。この事業は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する事業費で、当初予算の段階では9月末までの接種事業を想定した予算案でしたので、10月以降の接種事業に関する補正と、当初予算では想定しなかった分の補正をお願いするものです。1つ目の黒ボツ、コールセンター等運營業務委託料3,077万円余は、10月以降のコールセンターの運營業務の補正となります。11月中旬をもって12歳以上の希望者のワクチン接種が終了する予定としておりましたが、今後12歳になるお子さんの接種を現段階では令和4年2月末まで継続するため、受付やキャンセル対応等の対応を行うため、3月末までの運営を予定しております。なお、コールセンター職員は業務量に応じて計画的に人数調整を行う予定であり、現段階では未定ですが、3回目接種を行う場合には改めて補正をお願いします。次の黒ボツ、新型コロナウイルスワクチン接種医師等委託料8,356万円余は、当初予算の段階では接種対象者が16歳以上でしたが、5月に12歳以上まで引き下げられたこと、またワクチン接種の1回の接種単価が当初2,070円でしたが、ワクチン接種医師、また看護師等を確保するため、時間外、休日の接種費用に加算が創設されましたので、その分の補正となります。なお、時間外加算は730円、休日加算は2,130円となっております。以上です。

○**農林課長** 続きまして、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費中、説明欄の白丸、農作物自給率向上事業の農地再生支援補助金132万1,000円です。これは、洗馬地籍にあります荒廃が進む果樹園約0.9ヘクタールを、農地中間管理機構活用遊休農地再生事業を活用しまして、農地再生を図りたい旨の相談が県の農業農村支援センターからありました。本事業は、県、市、農地中間管理機構がそれぞれ3分の1ずつ負担するもので、県から聞いております全体事業費200万円のうち県負担分65万5,000円、市負担分66万6,000円の合計132万1,000円の増額をお願いするものです。なお、県負担分65万5,000円は、今後、県からの歳入が見込まれておりますので、実質市の負担が66万6,000円となっております。

次に、6目農地費10節需用費営繕修繕料です。白丸、減濁水対策施設維持管理事業の営繕修繕料117万6,000円は、東山第2揚水機場から東山第2号ため池へ送水する東山送水管の修繕費でありまして、既設管路の150ミリの鋼管の老朽化が進みまして、今年度は集中して13か所において漏水が発生したため、当初予算の不足分でありました117万6,000円の増額をお願いするものです。

次に、8目土地改良施設維持管理適正化事業費の14節工事請負費です。白丸、土地改良施設維持管理適正化事業のポンプ施設維持工事64万5,000円は、当初、勝弦の揚水機場の2台のポンプの制御盤と中継端子盤の修繕を予定しておりましたが、1機の深井戸ポンプの不具合が発生したため、緊急性が高いポンプ修繕を優先して実施する必要があるため、不足分の64万5,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、20、21ページ、6款農林水産業費2項林業費1目林業総務費の委託料であります林業被害対策事業の森林づくり推進支援金事業委託料2,500万円です。松くい虫対策の枯損木処理に関わる委託料でありまして、本年度は7月末までに172か所で被害が確認され、昨年度の164か所を既に上回っているというような状況です。本年度、決算見込額を3,500万円と推計をいたしまして、2,500万円の増額をお願いするものです。なお、この委託料には国や県の補助金として、当初内示額330万円余が補助金として確定しておりますが、さらに県に対して追加要望を行い、財源確保に努めていきたいと考えております。

次に、3目造林費の負担金補助及び交付金、白丸、森林活用推進事業の森林活用推進負担金100万円です。これは、昨年10月から市及び森林公社で取り組んでおりますバイオマス発電燃料供給事業に関わるものの負担金

です。本事業は、市が木質バイオマス証明を付与した間伐材を森林公社が買い取りまして、森林所有者に代わって発電所に供給するもので、買い取る際に原木価格に加えまして、1トン当たり2,000円の搬出促進交付金を上乗せして生産をしております。本年は4月以降、取扱量が増加をし、当初見込んでいた250トンを既に超え、上半期までで約370トンとなり、今後の予定を集計すると年間取扱量750トン、総額150万円と見込みまして、不足分の100万円を搬出促進交付金分として増額をお願いするものです。なお、本負担金の財源は、森林環境譲与税を充当する予定であります。私からは以上です。

○産業政策課長 次に、7款1項2目商工振興費の白丸、中小企業融資あっせん事業は本年2月に創設しました新たな融資制度、新型コロナウイルス感染症対策経営安定特別資金が当初6月までの制度としておりましたが、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響により、国のセーフティーネット保証が12月まで延長されたことに伴い、この融資制度も12月まで延長し、先の見えない経済状況に苦しむ市内事業者を支援することといたしました。これに伴い、関連する中小企業融資あっせん保証料補給金1億4,800万円及び利子補給金1,500万円を増額補正するものです。

続いての白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業の黒ポツ、事業者間取引用プレミアム付商品券事業負担金は4,300万円の増額補正をお願いするものです。昨年も同様の事業を実施しましたが、いまだコロナ禍の影響により経営状況が厳しい事業者も多く、コロナ対策の消耗品や飲食店などの仕入れ経費等少しでも経費軽減に寄与できるよう支援を行うものです。販売総額は1億3,000万円、発行総額は1億6,900万円で、負担金のうち3,900万円がプレミアム分となり、残り400万円が印刷代などの事務費となります。なお、財源は県の特別警報Ⅱ発出事町村等事業者支援交付金4,280万円を充当することとしております。私からの説明は以上です。

○観光課長 その下になりますが、5目観光費中14節工事請負費、白丸、観光施設整備事業の黒ポツ、観光施設整備工事396万円はワインシティ塩尻としてブランディング強化のため、シャトー・メルシャン塩尻セラーに保管されていた歴史的資産価値の高いワインの大樽を2台、このたび、JR東日本との近接協議が整ったため補修し、観光センター南側、ブドウ棚の下、塩尻駅前広場等へ設置をするものです。私からは以上です。

○危機管理課長 続きまして、9款消防費1項2目非常備消防費、備考欄の白丸、消防団諸経費ですが、新型コロナウイルスの影響によりまして、松本消防協会のポンプ操法大会が中止となりました。これに伴いまして、大会出動交付金129万4,000円を減額するものです。

22、23ページ、3目消防施設費は、財源100万円を一般財源から特定財源へと振り替えるものです。今年度実施予定の消火栓工事のうち、地権者の同意が得られたことから、箇所づけを1か所変更いたしました。これに伴いまして、工事方法についても更新工事から新設工事へと変更となり、緊急防災減災事業債の活用が可能となりましたので、財源の変更を行うものです。私からは以上です。

○教育総務課長 それでは続きまして、10款教育費1項教育総務費9目義務教育学校整備費は、事業費に係ります起債の振替による財源内訳の補正となります。当初予算の合併特例事業債から過疎対策事業債へ振り替えるものです。私からは以上です。

○平出博物館長 続きまして、5項社会教育費7目文化財保護費、1つ目の白丸、埋蔵文化財保護事業は、市道宗賀中央保育園国道線改良工事が令和4年度に施行されることに伴い、事業予定地内にありますコノタ遺跡の発掘調査を事前に実施する必要があるため、発掘調査に従事される作業員賃金、調査成果を記録する空中写真撮

影委託料、土砂の除去等を行う重機借上げ等、埋蔵文化財発掘調査費用として、今回 333 万 7,000 円を増額補正するものです。私からは以上です。

○**社会教育スポーツ課長** 続きまして、6 項保健体育費 2 目体育施設費、説明欄白丸、体育施設整備事業、黒ボツ、営繕修繕料は塩尻トレーニングプラザ内の防火シャッターの不具合によります指摘を受けたため、それらに関わります修繕料を増額補正するものです。歳出の説明は以上となります。

○**財政課長** それでは続きまして、歳入のうち一般財源について御説明を申し上げます。10、11 ページを御覧ください。まず、一番上の 11 款地方交付税の普通交付税 4 億 7,047 万円の増額ですが、交付決定に基づくものです。前年度と比較いたしまして、基準財政収入額で個人市民税などは減少いたしまして、基準財政需要額では、社会福祉費ですとか地域振興費が増加したほか、地域デジタル社会推進費が創設されたことなどから、令和 3 年度の普通交付税は算定の結果、前年度対比 3.0%増の 50 億 3,347 万円となったところです。

12、13 ページを御覧ください。続きまして、20 款繰越金の前年度繰越金 4 億 8,883 万 7,000 円の増額は、前年度決算に伴う剰余金 10 億 9,630 万 9,505 円のうち、今回の補正において不足する財源を賅うものです。

14、15 ページ、22 款市債の臨時財政対策債の 2 億 8,032 万 8,000 円の減額は、先ほど申し上げました普通交付税額の決定等に基づきまして補正するものです。

4 ページから 6 ページまでの第 2 表、地方債補正ですが、ここまでに説明のありましたそれぞれの市債について限度額を変更及び追加するものです。説明は以上です。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けました令和 3 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）の質疑を行います。ページを区分して行います。初めに総務費から 19 ページの 4 款衛生費までの質疑を行います。ありませんか。

○**副委員長** 最初のドローンについてお伺いをします。補正が今の時期に出てきたということですが、これを補正してすぐ使う体制ができていないかと思えます。非常にいいことだと思うのですが、現体制でこれを扱うとは言っても、高度な機器を使う、あるいは免許が必要になるという情報もあります。そういうことの中で、現況、これを購入してすぐに活用する体制はどうなっているかどうか、お伺いをいたします。

○**公共施設マネジメント課長** ドローンに関しましては、副委員長がおっしゃるようにすぐに操作できないという中で、既に農林課とレジャー戦略課で 1 台ずつ所有しておりまして、現在、塩尻市役所の中に、その操作をしている者が 5 人おりますので、そういった者が操作できるということになるかと思えます。免許、ライセンスの関係ですが、現在ライセンスは必要ないという状況の中で、国で D I D 地区という人口集中地区だったり、あと、目視で運転しないとイケないのですが、目視外で運転する場合はライセンス制度を設けるということで、来年度創設されるという予定ではいるのですが、はっきりとまだそこら辺のスケジュールが出てきていないものですか、できた際にはそういった対応ができるような形の体制を取っていきたいと考えています。

○**副委員長** 早速、そういう体制で使うということだろうと思いますが、これは引き続き担当課は公共施設マネジメント課が全部これを管理していくということでしょうか。

○**公共施設マネジメント課長** 多岐にわたるものですから、そういったもの自体を公共施設マネジメント課で管理をして、必要な部署で使っていただくような形で運用していきたいというように考えております。

○**副委員長** これは、私、一般質問のときにもっと突っ込んで質問をしたかったのですが、今 5 人いて、そして活用の幅も防災、森林、それだけではなくて、私は、税の例えば課税客体の把握だとか、いろいろな面に本当に

活用ができるのではないかと考えています。そうすると、部署として本当に一つ独立するぐらいのことをやっても価値があるのではないかと、組織の改編などになるので簡単にいかないことは分かりますが、そのあたり、今後の予定というか、目論見というか、そこら辺はいかがでしょうか。

○**公共施設マネジメント課長** 私から組織までは言及できないのですが、まず、公共施設マネジメント課で管理して使っていく中で、必要になればそういった体制をとということになるかと思っておりますので、現段階では公共施設マネジメント課で管理して使っていく中で、また検討していきたいと考えています。

○**総務部長** 私から補足いたしますけれども、公共施設マネジメント課という課が今年度発足した背景は、市全体の多岐にわたります公共施設の管理やこれからのマネジメント等に関しまして、部局横断的にやっていこうということで、各課から異動をしてきてもらって組織を設けましたので、そういった部局横断的に管理するものについては公共施設マネジメント課でしっかり管理して、そして、計画運用も一緒にやっていくというような考えでおります。

○**副委員長** 分かりました。新しい体制を取らなくても、現有の職員体制の中で、この業務をこれから充実させていけるというように認識をされていていいということですのでよろしいですか。今ので結構です。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**平間正治委員** 17 ページの中ほど、新規ビジネスモデルチャレンジ支援事業について、2 件採択になったということなのですが、それぞれについての概要を教えてください。

○**官民連携推進課参事** まず 1 件ですけれども、市内で農産物加工をやっています矢沢加工所です。新しいビジネスとして、繊維質野菜を加工しジュースにする新しい商品ラインナップの拡充、それから信州産の果実を使用して持久系スポーツの補給食品の開発、この 2 つを新商品として行っております。地域の課題解決にどのように結びつけているかという、この 2 点の商品の材料となりますものが、要は規格外のもの、野菜も果実も、今後中心にここに受け入れて、この商品に寄与していくというものです。1 点目がそちらになります。

2 点目が、市内で飲食店をやっております P e s c a P a z z o (ペスカパッツ) になります。調理した料理を急速冷凍するクックチルというシステムを採用することによって、飲食店に行けない高齢者や介護施設に向けての仕出しや食事の提供を行うというビジネスモデルです。以上 2 件です。

○**平間正治委員** 支援期間がどれぐらいになっているのか。それと、今、累計で何件支援することになっているのか。

○**官民連携推進課参事** 昨年度から始めまして、昨年度が 8 件申請の 4 件採択、今年度が 6 件申請の 2 件採択で、採択の事業者は、昨年 4 者は審査員の方々が伴走をしているという形になります。今年度の 2 件の採択につきましても、矢沢加工所はぜひ審査員の方々の支援が必要だというように意思表示をされておりますので、こちらは意思表示をしていくと。P e s c a P a z z o はある程度自分でビジネスモデルをやってみてから、必要であれば再度御相談をしたいという意向を伺っております。全部で申請自体は 14 件、採択は 6 件、支援しているのは 5 件ということになります。

○**平間正治委員** ですから、支援していく期間というのは決めてあるわけですか。

○**官民連携推進課参事** 基本的には申請者が求める期間やっていきますし、ここでいいですと言われればやめるような形になっていきますので、塩尻市で一定期間、例えば 3 年ですとか期限を区切るということは一切ありません。

ん。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。それでは、4款衛生費までは終了とします。

次に6款農林水産業費から10款教育費、そして歳入まで質疑を行います。ありますか。

○永田公由委員 21ページの観光施設整備事業の関係で、メルシャンから寄贈されたワイン樽2つを観光センター近くのブドウ棚の下へ移転というように聞いたのですが、それで間違いないですか。

○観光課長 1台は観光センターからちょうど塩尻駅へ上がっていく階段の間にブドウ棚がありますので、その下へ入れる予定です。もう1台は東口の駅のロータリーの中か西口の駐車場近辺の、今、その2か所で最終調整をしているところです。

○永田公由委員 それで、そのワイン樽を使って、どういったものを作られるわけですか。

○観光課長 この大きな樽自体がかなり貴重なものですので、樽を見ると何をこの地は、要はワインの樽ということが本当に一目で分かりますし、その近くに案内板もつけますので、樽をそのまま補修をしまして展示をするということになっております。

○永田公由委員 ただそのまま補修した樽を置いて、多分効果としては、塩尻はワインのまちというような効果を狙っていると思うのだけれども、逆に、その周辺とすれば邪魔にはならないですか。

○観光課長 1つはブドウ棚の下と、それから駅の中の3、4番線に駅のブドウというものがありまして、昨年かなり注目を浴びたということで、さらにブドウからワインへということで、ワインの大樽をそこに設置したらいいのではないかと、ずっと2年前からJRと協議をしておりまして、樽が本当に貴重だということが一目で分かりますので、そのままではありますが樽を置かせていただきたいと思っております。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 森林公社で、昨年だか一昨年だかに展示をしているのを見たのだけれども、休憩小屋みたいに設置をされていました。ああいうような加工というのはできないのですか。

○観光課長 おっしゃるとおり、森林公社の中に、中をくり抜いて扉をつけてというようになっておりますけれども、もともとそこに細工をすると、非常に構造上弱いという形になりまして、かなり補修は、上に塗装を3回塗るのですけれども、それ以上の加工を施すと、中に入ると安全性が担保できないということで、加工はせずにそのままという形になります。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○山口恵子委員 最後の体育館施設整備の関係で、これは総合体育館のことですか。

○社会教育スポーツ課長 営繕修繕料は、塩尻トレーニングプラザヘルスパ塩尻の市の持ち分の部分の防火シャッターの修理となります。

○山口恵子委員 いいです。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

ないようですので自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 17 号令和 3 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）は原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 17 号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

では、午後 1 時 10 分まで休憩とします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 07 分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

次に進みます。

議案第 18 号 令和 3 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○委員長 議案第 18 号令和 3 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第 18 号令和 3 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。議案、別冊になりますが、1 ページを御覧ください。第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,479 万円を追加し、予算の総額を 66 億 9,649 万 6,000 円とするものです。

歳入から説明いたしますので、7、8 ページ、事項別明細をお願いします。6 款 1 項 1 目の繰越金は前年度繰越金となります。令和 2 年度決算による翌年度繰越金が確定いたしましたので、当初予算との差額 7,479 万円を増額するものです。

次に、歳出を説明いたします。9、10 ページ、5 款 1 項 1 目の財政調整基金積立金は歳入の前年度繰越金を財源といたしまして、7,479 万円を財政調整基金に積み立てるものとなります。令和 3 年度は、当初予算で財政調整基金から 1 億 5,200 万円余を繰り入れる予定としております。今回の補正のとおり積み立てた場合の令和 3 年度末の残高といたしましては、3 億 5,300 万円余を見込んでおります。説明は以上です。

○委員長 それでは、説明を受けました令和 3 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。皆さんから質問はありますか。いいですか。

ないので、これより自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 18 号令和 3 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 18 号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第 20 号 令和 3 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長 議案第 20 号令和 3 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

○健康づくり課長 それでは、議案第 20 号令和 3 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。1 ページをお願いします。第 1 条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,423 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,029 万 5,000 円とするものです。榑川診療所の 10 月以降の再開に向けて必要な予算を計上するものです。

歳出から御説明いたします。11、12 ページ、1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の説明欄白丸、一般管理事務費 487 万円は、榑川診療所の施設管理、運営等に関わる経費を計上するものです。1 つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬は医療事務を担っていただく職員 1 名分の報酬です。そのほか、燃料費、電力使用料等、10 月から診療所を運営するための経費を見込み、計上いたしました。

3 款医業費 1 項 1 目医業事務費の説明欄の白丸、医療事業事務費 1,936 万円余は、診療所は医療業務を関係機関に委託する形で再開をすることとしまして、診療業務委託料として予算計上しました。なお、この委託料の内訳なのですが、本来ですと、人件費ですとか事務費、医療消耗品、医薬材料費等の必要な経費を積み上げて算出しなければいけないわけですが、まだ相手側と詳細な詰めができていない状況です。基本的な考えとしましては、委託料は診療報酬の範囲内ということで、今回は診療報酬と同額を委託料として計上いたしました。

続きまして、歳入ですが、7、8 ページ、1 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金備考欄の一般会計繰入金として 487 万円、2 款診療収入 1 項外来収入は過去の収入を参考に計上しています。1 目国民健康保険診療報酬収入が 283 万 4,000 円、以下、外来収入ということで記載のとおり予算計上しました。2 項その他診療収入 1 目諸検査等収入が各種検査収入で 33 万 3,000 円。3 款使用料及び手数料 1 項 1 目手数料は診断書作成料で 33 万 4,000 円です。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、説明を受けました令和 3 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○古畑秀夫委員 まだ相手があって、なかなか詰まっていないということですが、そうすると、まだ月曜日から金曜日まで何時から何時ぐらいとか、いろいろなことも全く決まっていないということでしょうか。

○健康づくり課長 私どもの希望としましては、半日を 1 こまとして、1 週間で最低 3 こまをお願いしたいというようにお願いしているところです。

○古畑秀夫委員 半日を 3 こま。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○副委員長 この見積りをこうやっていただいている根拠も分かりますし、取りあえずこの形で予算を組んでいただいたということなのですが、実際に、例えば会計年度任用職員 37 万 8,000 円がどういう方が何日分、勤めるところなるかという、これは一つ根拠になるわけですが、そのあたりの目算がどういうことになっているのか。あるいは医療事務、相手の法人が決まりますと、基本的には法人が医療事務も抱えて仕事をしてくれるというように思うのですが、市が直接雇う会計年度職員という人が何をされるのか。ここにあって、こうやって人件

費として盛っているのはどのような意味があるのでしょうか。

○健康づくり課長 相手の関係機関と調整する中で、医療事務は市で用意していただきたいということで、これまで従事していただいた方をお願いする予定です。先ほど、3こまと言いましたけれども、その時間ということで計算いたしました。

○副委員長 そうすると、1週間に3こまというカウントの仕方がまだよく分からないのですが、3こまというのは、1週間にどんな開業の形態になるのですか。

○健康づくり課長 基本的に午前中、半日ずつ3日をお願いしたいということで、今、お願いしているところです。

○副委員長 交渉を進めていただいている、本当に外に漏れないようにしっかり契約に至るまで詰めていただきたいと思うわけですが、住民を含めて、いつ頃から、そうは言ってもめどが立っているのかと我々も聞かれますし、皆さんも今年度中に開業になるのか、あるいは10月から本当に始まるのか、そういう話になると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○健康づくり課長 相手側の関係機関によりますと、大分内部で調整が進んでいるということで、近い将来と言いますか、できれば、例えば10月中ですとか、そんな感じで再開できればいいと思っております。

○副委員長 その情報リリースというのは、市から、例えばマスコミを通じてとか記者会見とか、そのような形で情報が出てくるというように認識してよろしいですか。

○健康づくり課長 市で、例えば市長の定例会見等でPR発表できればいいかと考えております。

○委員長 ほかにありませんか。いいですか。

それでは、これより自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第20号令和3年度塩尻市国民健康保険事業榎川診療所事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第20号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第21号 令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

○委員長 議案第21号令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第21号令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。議案、別冊1ページ、第1条を御覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ103万2,000円を追加いたしまして、予算総額を8億4,983万9,000円とするものです。

歳入から説明いたします。7、8ページの事項別明細をお願いします。4款1項1目の繰越金は令和2年度決

算による翌年度繰越金が確定いたしましたので、当初予算との差額 73 万 7,000 円を増額するものです。

その下、5 款 2 項 1 目の保険料還付金は、この後、歳出で説明いたします保険料還付金の増額分 29 万 5,000 円を長野県後期高齢者医療広域連合が負担するため、歳入においても増額補正するものとなります。

歳出について説明いたします。次の 9、10 ページ、2 款 1 項 1 目の広域連合納付金は保険料等徴収納付金を、歳入の繰越金に合わせて 73 万 7,000 円を増額するものです。これは、出納整理期間に徴収した前年度分の保険料等を新年度に繰り越し、新年度の納付金といたしまして、長野県後期高齢者医療広域連合へ納付する会計処理によるものとなります。

続いて、11、12 ページ、3 款 1 項 1 目の保険料還付金です。令和 2 年度出納閉鎖時の保険料の還付未済分を被保険者本人に還付するため、29 万 5,000 円を増額するものとなります。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいま説明を受けた令和 3 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。いいですか。

ないようですので、自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 21 号令和 3 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 21 号については全員一致を持って可決すべきものと決しました。

議案第 19 号 令和 3 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長 続けて、議案第 19 号令和 3 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第 19 号令和 3 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算について御説明します。議案、別冊の 1 ページを御覧ください。第 1 条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,590 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 58 億 8,349 万 5,000 円とするものです。

それでは、事項別明細書について御説明します。初めに歳出を御説明いたしますので、9、10 ページをお願いいたします。4 款 1 項 2 目償還金は、令和 2 年度の事業実績により、国、県、支払基金に返還をするものです。

続いて、歳入を御説明します。7、8 ページをお願いいたします。5 款 2 項 1 目地域支援総合事業交付金は介護保険・日常生活支援総合事業の令和 2 年度実績に基づく追加交付ということで、104 万 8,000 円になります。

6 款 2 項 1 目基金繰入金金の 3,472 万円円の減は、介護保険支払準備基金繰入金になりますが、前年度の繰越金や精算による追加交付の歳入と償還金による歳出の差額分を減額するものです。

7 款 1 項 1 目繰越金は、中央地域包括支援センターのケアマネジメントに係るサービス事業の繰越分と保険事業の繰越分ということになります。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、説明を受けた令和3年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第19号令和3年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第22号 令和3年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長 議案第22号令和3年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○上水道課長 それでは、別冊になります議案第22号令和3年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。1ページ本文、第2条、予算第10条の次に第11条を加えるものです。内容は、水道料金等徴収業務委託について、債務負担行為をすることができる期間を令和4年度から令和8年度までとし、限度額を6億1,182万円と定めるものです。水道料金等徴収業務委託は、水道事業及び下水道事業の効率的な運営と市民サービスの向上を図るため、水道料金等の窓口等での受付、メーター検針、徴収などの業務を一括民間委託するもので、市総合文化センター内の塩尻市水道お客さまセンターにおいて業務を執行しております。今回の債務負担行為は現業務委託が令和4年3月31日に満了することから、今年度改めて委託業者の選定を実施し、令和4年度から5年間の契約を行うためのものです。説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長 ただいま説明を受けた令和3年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第22号令和3年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件につきましては審査を終了といたします。
理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 4日間にわたります熱心な御審査をいただきました。大変お疲れさまでした。ありがとうございます。本審査の中心となりました令和2年度の決算は、私どもが行政経営システムを本格運用いたしまして3年目の決算です。この間に、委員の皆様から御要望、御指摘、御提案をいただきながらシステムを成長させてまいりましたが、特に包括予算編成ということで、各事業部に一定程度の予算編成権限を与えまして、現場感覚に基づいた予算編成、執行、そういう体制をつくってまいりました。おかげさまで、挑戦的な幾つかの施策が一定の成果を上げつつあります。当本人から一定の評価をいただいているところです。また、その過程の中で、挑戦をしていく人材、あるいはリスクをきちんと判断して施策を進めていこうとする人材、こういう人材が徐々にではありますが育ってきております。まだまだ道半ばですけれども、引き続き、成長させていくような行政運営を努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様の一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、9月15日から本日までの4日間にわたる9月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後1時31分 閉会

令和3年9月21日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印